

〔養ほう振興法施行細則〕をここに公布する。

鳥取県養蜂振興法施行細則
(平24規則75・改称)

(趣旨)

第1条 [この規則](#)は、養蜂振興法(昭和30年法律第180号。以下「法」という。)及び養蜂振興法施行規則(昭和30年農林水産省令第45号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24規則75・追加)

(蜜蜂の飼育届)

第2条 法第3条第1項又は第3項の規定による届出は、蜜蜂の飼育の場所を管轄する総合事務所長(日野郡の区域にあっては、西部総合事務所日野振興センター所長。以下同じ。)又は農林事務所長(八頭郡の区域にあっては、東部農林事務所八頭事務所長。以下同じ。)に[様式第1号](#)による届出書を提出して行わなければならない。

(平24規則75・旧第1条繰下・一部改正、平25規則63・一部改正)

(転飼養蜂の許可申請書)

第3条 省令第2条に規定する申請書は、[様式第2号](#)によるものとする。

2 [前項](#)の申請書は、転飼しようとする場所を管轄する総合事務所長又は農林事務所長を経由して提出しなければならない。

(昭33規則59・全改、平24規則75・旧第2条繰下・一部改正、平25規則63・一部改正)

(蜂蜜の表示)

第4条 省令第5条に規定する証紙又はレーベルは、[様式第3号](#)によるものとする。

(平24規則75・旧第3条繰下・一部改正)

(身分を示す証明書の様式)

第5条 法第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、[様式第4号](#)によるものとする。

(平24規則75・追加)

(雑則)

第6条 [この規則](#)に定めるもののほか、法及び省令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平24規則75・追加)

附 則

[この規則](#)は、公布の日から施行する。

附 則(昭和33年規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第91号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則により改正される規則(以下「個別規則」という。)に規定する書類のうち、この規則の施行の際現に存在する書類で、改正前の個別規則の定めるところにより作成されているものは、改正後の個別規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で改正後の個別規則に定める書類として使用することができる。

附 則(平成24年規則第75号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第63号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

蜜蜂飼育届(飼育変更届)

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

電話番号

氏名又は名称及び代表者の氏名

養蜂振興法第3条第1項(第3項)の規定に基づき、下記のとおり蜜蜂飼育届(蜜蜂飼育変更届)を提出します。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数	養蜂の種類 (該当に○)
		西洋 日本

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定 最大計画蜂群数	蜜源	飼育状況 (該当に○)	飼育期間
			定飼・転飼	1月 1日から 月 日まで
			定飼・転飼	月 日から 月 日まで
			定飼・転飼	月 日から 月 日まで
			定飼・転飼	月 日から 月 日まで
			定飼・転飼	月 日から 12月 31日まで

備考1 電話番号は、常時連絡が取れるものを記載すること。

2 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

3 飼育場所は、字及び番地まで記入すること。地番が不明な場合は、飼育場所が特定できる地図を添付すること。

4 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整、防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

様式第2号(第3条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

電話番号

氏名又は名称及び代表者の氏名



下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定に基づき申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地の所有者の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼育管理者の住所及び氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 電話番号は、常時連絡が取れるものを記載すること。
3 転飼しようとする場所は、字及び番地まで記入すること。
4 本申請書に記載された内容については、蜂群の配置調整及び防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。
5 転飼しようとする場所の土地の所有者又は使用権者の次の様式による同意書及び付近の見取図を添付すること。

蜂場貸与同意書

貸与予定の蜂場の所在地名及び番地	地 目	貸与予定期間	摘 要

養蜂振興法により転飼許可を得た場合には上記のとおり私所有(使用中)の土地を貸与することに同意する。

年 月 日

土地の所有者又は使用権者

住 所

氏 名



様式第3号(第4条関係)

(1) 添加物のない場合

内 容 重 量		グラム
添 加 物	なし	

(2) 添加物のある場合

内 容 重 量		グラム
添加物の種類		
添加物の割合		パーセント

備考 蜂蜜の容器の形状、大きさ等に相応した大きさにすること。

様式第4号(第5条関係)

(表)

養蜂振興法第九条第一項の規定により
立入検査をする職員の身分証明書

(裏)

第 号 年 月 日 交付
職 氏 名 印 氏 名
生 年 月 日

写
真

(縦30ミリ、横25ミリ)

養蜂振興法(抄)

(報告及び立入検査)

第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度
において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し
報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業
所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若
しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは
関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分
を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査の
ために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若し
くは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒
み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定によ
る質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし
た者は、十万円以下の罰金に処する。

備考 用紙の大きさは、縦90ミリ、横120ミリとし、中央点線で2つ折りにすること。